

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定に基づき届出を行った離島等供給約款(令和7年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、離島等供給約款〔高圧用〕Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率および離島等供給約款〔低圧用〕附則5(深夜電力Bのお客さまについての特別措置)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、離島等供給約款〔高圧用〕別表3(燃料費等調整)(2)に定める基準燃料単価および離島等供給約款〔高圧用〕別表3(燃料費等調整)(3)に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款 [高圧用] Ⅲ (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,890.00	171.82
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	22.81	2.07
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.10	2.01
その他季料金	20.67	1.88
夜間時間		
1キロワット時につき	15.35	1.40
高圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,989.00	180.82
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	21.49	1.95
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.83	1.89
その他季料金	19.35	1.76
夜間時間		
1キロワット時につき	15.35	1.40
高圧季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,466.50	133.32
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	23.48	2.13
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.76	2.07
その他季料金	21.34	1.94

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
夜間時間		
1キロワット時につき	15.35	1.40
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,890.00	171.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	19.93	1.81
その他季料金	18.77	1.71
高圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,989.00	180.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.55	1.69
その他季料金	17.54	1.59
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,466.50	133.32
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	19.76	1.80
その他季料金	18.63	1.69
ベーシックプラン		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	3,030.00	275.45
電力量料金		
1キロワット時につき	16.56	1.51
臨時電力		
電力量料金		
1キロワット時につき	19.87	1.81
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	614.00	55.82
電力量料金		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
夏季料金	15.33	1.39
その他季料金	14.59	1.33
自家発補給電力A		
電力量料金		
定期検査または定期補修による場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	21.18	1.93
その他季料金	19.92	1.81
22 (自家発補給電力) (1)ハ(ロ) a 以外の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	24.63	2.24
その他季料金	23.05	2.10
自家発補給電力B		
電力量料金		
定期検査または定期補修による場合		
契約電力が 500 キロワット以上の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	19.66	1.79
その他季料金	18.55	1.69
契約電力が 500 キロワット未満の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	20.99	1.91
その他季料金	19.75	1.80
22 (自家発補給電力) (2)ハ(ロ) a 以外の場合		
契約電力が 500 キロワット以上の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	22.73	2.07
その他季料金	21.34	1.94
契約電力が 500 キロワット未満の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	24.40	2.22
その他季料金	22.84	2.08

(2) 離島等供給約款〔低圧用〕附則5（深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	649.12	59.01
電力量料金		
1キロワット時につき	28.85	2.62

(3) 離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.190	0.017

(4) 離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）		
(3)イにより基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.261	0.024
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.246	0.022
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.263	0.024
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.304	0.028
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.290	0.026
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.249	0.023
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.210	0.019
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.201	0.018
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.240	0.022
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.284	0.026
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.326	0.030
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.297	0.027
離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）		
(3)ロにより基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.261	0.024

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	0.246	0.022
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.263	0.024
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.304	0.028
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.290	0.026
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.249	0.023
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.210	0.019
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.201	0.018
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.240	0.022
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.284	0.026
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.326	0.030
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.297	0.027